

■限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定書の更新手続き

現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）・「限度額適用認定証」（桃色）を持っている人で、8月1日から引き続き該当する人は、8月1日から使用できる新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（薄青色）、「限度額適用認定証」（桃色）を、被保険者証と一緒に7月中旬に簡易書留で郵送します。

現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）・「限度額適用認定証」（桃色）を持っていない人で、外来または入院などで高額な医療費がかかる場合に、窓口負担を軽減するためにこの認定証が必要となります。所得区分により発行の有無が異なりますので、役場窓口でお尋ねいただき、発行がある場合は申請をお願いします。

【申請に必要なもの】

後期高齢者医療被保険者証、本人確認書類

入院・外来時の自己負担限度額および入院時の食事代

負担割合	所得区分	限度額		入院時の食事代 (1食当たり)	「減額証」 「限度証」 発行の有無
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)		
3割	現役並み所得者Ⅲ (住民税課税所得 690万円以上の人)	252,600円+ (総医療費－842,000円) × 1 % ＜ 4 回目以降140,100円＞ (※ 1)		460円 指定難病患者の人 などは260円の場合 もあります	発行なし 申請不要
	現役並み所得者Ⅱ (住民税課税所得 380万円以上の人)	167,400円+ (総医療費－558,000円) × 1 % ＜ 4 回目以降93,000円＞ (※ 1)			発行あり 申請が必要
	現役並み所得者Ⅰ (住民税課税所得 145万円以上の人)	80,100円+ (総医療費－267,000円) × 1 % ＜ 4 回目以降44,400円＞ (※ 1)			発行あり 申請が必要
2割	一 般Ⅱ (令和4年10月から)	18,000円 (年間上限14.4万円) または { 6,000円+ (医療費－30,000円) × 10% } の低い方を適用	57,600円 ＜ 4 回目以降44,400円＞ (※ 1)		発行なし 申請不要
	一 般Ⅰ	18,000円 (年間上限14.4万円)			
1割	低所得者Ⅱ (※ 2)	8,000円	24,600円	過去12か月で 90日までの入院 210円	発行あり 申請が必要
				過去12か月で 91日目から入院 160円(※ 4)	
		低所得者Ⅰ (※ 3)	8,000円	15,000円	100円

入院時の食事代について、療養病床に入院する場合は金額が異なりますので、入院時に医療機関にお尋ねください。

- (※1) 過去12か月以内に外来+入院の限度額を超えた月が4回以上あった場合、< >内の金額となります。
- (※2) 低所得者Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）。
- (※3) 低所得者Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税かつ、世帯全員の所得が0円の人。
(年金の所得控除額を80万円、給与所得がある場合は給与所得金額から10万円を控除して計算)。
- (※4) 過去12か月以内の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

問 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111

■新しい被保険者証を郵送します

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証（黄色）は、7月31日が有効期限です。令和4年10月1日から後期高齢者医療保険の病院などでの窓口負担割合の見直しにより、2割負担が新設されることに伴い、令和4年度は保険証を2回交付します。

- 【1回目】1回目の新しい保険証（オレンジ色）は、7月中旬に簡易書留などで郵送します。有効期間は「令和4年8月1日から令和4年9月30日」までとなっています。
- 【2回目】2回目の新しい保険証（薄青色）は、9月中旬に簡易書留などで郵送します。有効期間は「令和4年10月1日から令和5年7月31日」までとなっています。

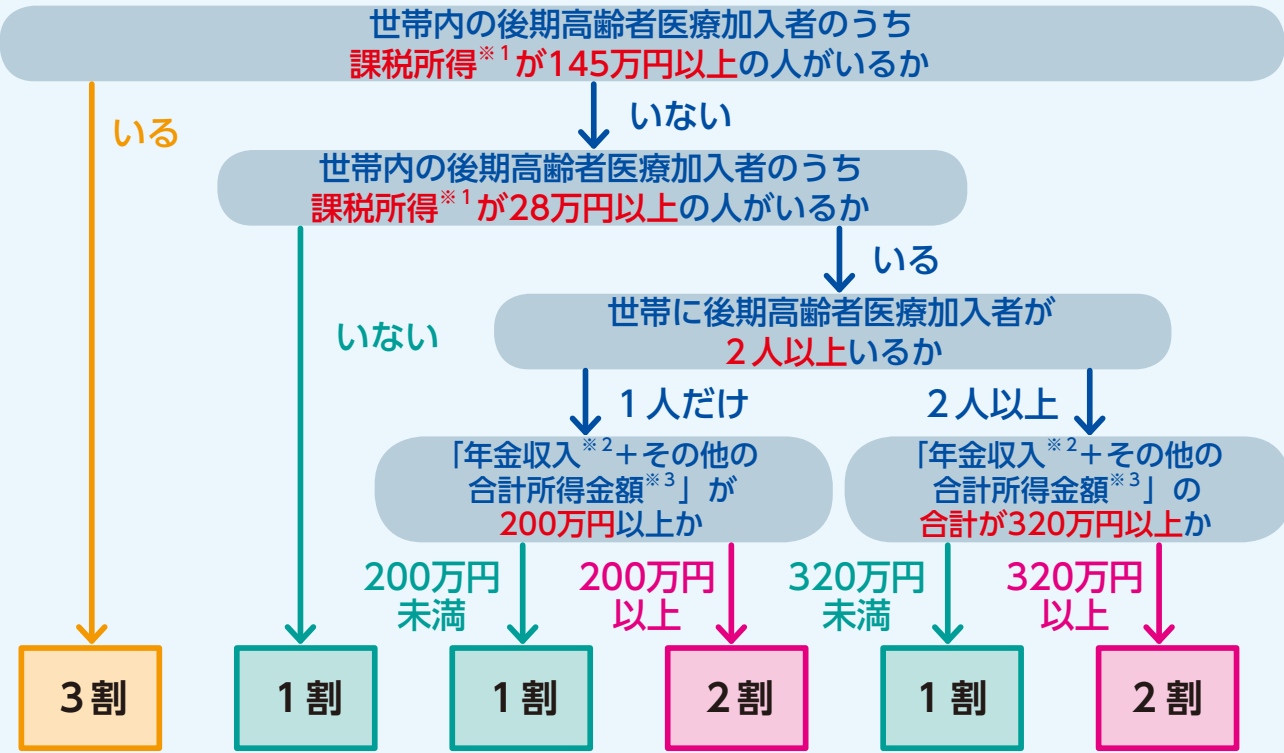
なお、現在お持ちの被保険者証（黄色）、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は、8月1日以降にご自身で破棄してください。

■一部負担金（病院での窓口負担）の割合の判定

新しい保険証に記載の一部負担金の割合は、令和4年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。

- 【令和4年9月30日まで】
- 同一世帯の後期高齢者医療被保険者で、市町村民税の課税所得が145万円以上ある人がいる世帯の被保険者→**3割**
 - 上記条件に該当しない世帯の被保険者→**1割**

- 【令和4年10月1日から】
- 世帯の窓口負担割合は、後期高齢者医療加入者の課税所得※1や年金収入※2をもとに、世帯単位で判定します。



※1 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除など）を差し引いた後の金額）
※2 「年金収入」とは、遺族年金や障害年金は含まず、公的年金等控除を差し引く前の金額
※3 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額